

令和3年度 第1回

杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会
議 事 録

令和3年7月16日（金）

	令和3年度 第1回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会	
日時	令和3年7月16日（金）午後2時～午後3時30分	
場所	杉並区役所 中棟4階 第2委員会室	
出席者	委員	井上、小笠原、正木、松枝、斎藤
	条例第13条による出席者	
	説明員（区）	土木担当部長 狭あい道路整備課長 土木管理課長 建築課長 事務局
傍聴	なし	
配布資料	事前	・開催通知
	当日	・次第 ・令和2年度 狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況（暫定版） ・令和3年度の取組について
会議次第	1	開 会
	2	土木担当部長挨拶
	3	議 事
		1 令和2年度実施状況報告について
		2 令和3年度取組状況について
	4	その他
		・次回の協議会日程調整
	5	閉 会

令和3年度第1回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会

狭あい道路整備課長 それでは、定刻となりましたので、令和3年度第1回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会を始めさせていただきます。

開会に先立ちまして、令和3年度の人事異動に伴う新しい職員を私から紹介いたします。

三浦純悦土木管理課長です。

土木管理課長 三浦です。よろしくお願いいたします。

狭あい道路整備課長 大塚直人狭あい道路整備推進係長です。

狭あい道路整備推進係長 よろしく申し上げます。昨年度まで事務局でした。本年度から係長になりました。よろしくお願いいたします。

狭あい道路整備課長 大場将国整備係長でございます。

整備係長 大場と申します。よろしくお願いいたします。

狭あい道路整備課長 以上、よろしくお願いいたします。

では、初めに令和3年度第1回となりますので、協議会の開会に先立ちまして、区長を代理して土木担当部長の友金よりご挨拶申し上げます。

土木担当部長 皆さん、こんにちは。土木担当部長の友金でございます。本日はお忙しい中、緊急事態宣言中にもかかわらずご出席いただきましてありがとうございます。また、日頃から当区の事業に多大なご協力を頂いておりますことを重ねて御礼申し上げます。

本来でしたら、事前にリモート等の準備を進めるべきところだったのですが間に合わなくて、次回以降こういう状況であれば、もっと早めに準備させていただいて、全員が参加できる体制を整えたいと思っております。よろしくお願いいたします。

さて、本日は令和3年度第1回の協議会となります。昨年度の取組実績の報告と今年度の取組について説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

昨年令和2年は、当協議会からの答申を踏まえまして、条例施行規則の改正、支障物件の設置に関する取扱要領の策定を行い、重点整備路線や支障物件の取締りの強化を図ってまいりました。

コロナ禍においても懸命にこの事業推進に取り組んでいるところですが、目

標を高く設定しておりますので、なかなか到達が難しい状況となっております。
委員の皆様におかれましては、引き続きのお力添えをお願いいたします。

本日も忌憚のないご意見をお伺いできればと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

狭あい道路整備課長 部長、ありがとうございました。

それでは、〇〇会長に協議会の開会、議事の進行をお願いしたいと思います。
〇〇会長、よろしくお願いいたします。

会長 これから令和3年度第1回狭あい道路の拡幅に関する協議会を開きたいと思
います。よろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、事務局から参加人数の報告をよろしくお願いいたします。

狭あい道路整備課長 本日は〇〇委員と杉並警察署〇〇交通課長が欠席ですが、協議会委員7名
のうち5名のご出席をいただいておりますので、令和3年度第1回杉並区狭あ
い道路の拡幅に関する協議会は有効に成立しております。

また、協議会記録のため写真撮影と録音をさせていただきますので、ご了承
いただきたいと思います。

会長 今日の議事録の署名ですが、順番からいって〇〇委員にお願いしたいと思います。
よろしくお願いいたします。

あと、今日の会の傍聴の申出はありますか。

狭あい道路整備課長 傍聴の申出はございません。

会長 では、このまま進めさせていただきます。

それでは、これから議事に入りたいと思います。今、皆様のお手元にある次
第に「2 議事」がございます。報告事項、令和2年度の実施状況、それから
令和3年度、新しい年度の取組についての2つの報告を、今日これからいただ
きたいと思います。そういうことで、進めるということによろしいでしょうか。
一応、通しでご説明いただいた上で質疑応答に入りたいと思いますので、事務
局のほうでご案内をよろしくお願いいたします。

狭あい道路整備課長 初めに、配付資料の確認を行います。

本日の当日配付資料といたしまして、次第と「令和2年度狭あい道路の拡幅
に関する施策の実施状況（暫定版）」と「狭あい道路整備事業 令和3年度の
取組について」でございます。資料はお手元にありますか。不足している方
はお知らせください。よろしいですね。

なお、令和2年度第2回協議会議事録につきましては、事前に確認のため郵

送しておりますが、修正等のご指摘がなければ、お配りした議事録で確定とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは初めに、令和2年度の実施状況について報告させていただきます。資料は「令和2年度狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況（暫定版）」を御覧ください。

1ページの「拡幅整備の取組」ですが、1)の区全域の表に記載がありますように拡幅整備の延長はここ数年、年間8,000メートルを超える実績となっておりますが、令和2年度は7,859メートルでございました。近年建て替え件数が減少しており、建て替えに伴う拡幅整備延長は減少傾向にあります。区では拡幅整備を推進するため、3)の写真の事例のような、建て替えを伴わない未後退箇所への戸別訪問などの働きかけを強化してまいりました。その結果、2)の表の記載にありますように、折衝による拡幅整備延長を着実に延ばすことにより、建て替えに伴う整備延長の減少を補ってまいりました。

次に、2ページのグラフを御覧ください。条例を制定いたしました平成元年度からの拡幅整備の実績となっております。拡幅整備件数につきましては、グラフに示すとおり景気の影響が大きく影響しており、年々変動しておりますが、次の3ページのグラフに示すとおり、拡幅整備の延長につきましては着実に延ばしてきています。

なお、区では現在、令和4年度からの新たな基本構想の策定に向けまして、基本構想審議会において検討を進めています。新基本構想の案を公表し、区民の皆様からの意見募集を行っているところでございます。

また、今回の基本構想策定に併せまして、各施策の取組の数値目標を掲げた9年間の総合計画と、前期3年間の実行計画の策定についても検討を進めております。狭あい道路拡幅整備事業につきましても、これらの計画策定に併せて、関連する数値目標や基礎数値の見直しを検討しています。

区内の2項道路の総延長につきましては、これまで332キロメートルとしておりましたが、精査した結果307キロメートルとなりましたので、計画策定に合わせて変更してまいります。

また、拡幅整備延長の実績につきましても、開発行為や大規模建築物の自主整備での実績を、平成元年度からカウントしていなかった年度もございまして、トータルで4,455メートルを実績数値として加算してまいります。

この見直しによりまして、平成元年度から令和2年度までの狭あい道路の拡

幅整備率を試算しますと 35.9%から 39.5%となりますので、来年度以降の公表数値としてまいりたいと考えています。

次に、4ページ「支障物件の取組」を御覧ください。支障物件の設置禁止につきましては平成28年7月の条例改正で規定し、平成29年1月より施行しています。

さらに区では、令和2年の協議会からの答申を踏まえ条例規則の改正を行い、建て替え等の事前協議によることなく、沿道の方に対して区が道路中心の位置について提示し、事前協議の働きかけや支障物件の指導をできるようにいたしました。

併せて、支障物件の設置に関する取扱要領の策定を行って、支障物件に対する勧告・命令・公表等の時期、手順を明確にいたしました。

4ページの表を御覧ください。これまで区民の方から頂いた支障物件に関する相談や要望についてのみ、こちらの表にまとめて記載していましたが、今回からは、区の働きかけなどによる拡幅整備を伴って支障物件を是正した件数も合算して表記いたしました。

表に記載のとおり、条例改正以降令和2年度までに合計110件の支障物件に対し除却の指導を鋭意行い、合計66件を是正してまいりました。

写真の箇所は、職員の粘り強い指導や働きかけによりまして、花壇として使用されていた後退用地を道路状に整備することができ、解決に至った事例でございます。

次に、5ページ「電柱等移設の取組」を御覧ください。狭あい道路の拡幅整備に伴い、令和2年度までに1,631本のうち1,416本の電柱が適切な位置に移設され、円滑な通行のための道路空間を確保することができました。

次に、拡幅整備に伴う塀の除却や築造費等に対する「助成制度の取組」でございます。5ページの写真のように建て替えを伴わないで拡幅整備を検討されている区民の方々にとりましては、助成制度を活用することにより工事費の大幅な軽減ができるため、拡幅整備への動機づけとなっております。

5ページ中段のグラフに示されていますように、令和元年度や令和2年度は職員による戸別訪問を強化したことによりまして、建て替えを伴わない折衝による助成金の支出割合が大幅に増えています。今後も、区民の方の協力に有効なこの助成制度を活用しまして、拡幅整備の取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、6ページ「重点整備路線の取組」を御覧ください。重点整備路線4路線全体での拡幅整備率は、令和2年度で47.8%となっております。区では沿道の区民との折衝を鋭意進めています。今後も継続して粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

7ページの2)の表を御覧ください。重点整備路線における支障物件数でございますが、令和2年度末現在で、4路線において車止めポールやプランター、花壇など6つの支障物件が設置されている状況でございます。

なお、重点整備路線位置沿いにある集合住宅の後退用地内に設置されているプランター除却への取組の進捗状況は、前回協議会で解決に向けて進捗していると状況を説明しましたが、土地所有者が体調を崩されたこともございまして、しばらくの間ストップしていました。

現在は事前協議を再開している段階で、今後区が提示する道路中心位置に基づきまして、後退位置の確認した後に支障物件の除却を行い、併せて後退用地を道路状に整備したいと考えております。秋頃までには解決できるように取り組んでまいりたいと思っております。

次に「普及啓発の取組」では、記載のとおり年間を通じまして、あらゆる機会を捉えて区民への普及啓発に努めておりますが、昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、イベントでの出展やパトロール業務については縮小または停止したため、十分な普及啓発は行いませんでした。今後は、工夫しながら普及啓発に取り組んでいきたいと思っております。

最後に、8ページの「協議会運営」につきましては、記載のとおり2回協議会を開催しています。

令和2年度の実施状況の説明は以上となります。

続きまして、狭あい道路拡幅整備事業の令和3年度の取組について、担当の狭あい道路整備推進係長よりご説明いたします。

狭あい道路整備推進係長 お手元のカラーの、A4の紙と一緒に御覧いただければと思います。

初めに、重点整備路線の現状についてご説明します。重点整備路線①から④ですが、区内に4つの路線、細かい地図で申し訳ありませんが、大体の位置関係といたしましては区役所周辺の3路線と西のほうに1路線という形で1号から4号までを指定しています。

具体的な路線の内容ですが、重点整備路線①です。左側の図が、指定した平成28年11月当時の拡幅整備状況です。赤い敷地が、そのとき既に拡幅されて

いる。

右側の図が、令和3年3月31日現在の状況です。同様に赤い敷地が拡幅整備済み。黄色いところが、現在、協議を申請していただいている箇所です。青い部分が、現在地権者と交渉しているところで、黒のところは残念ながら、今の時点ではすぐにご協力いただけないという回答を既に頂いています。

絵で見るとこうなりますが、表にするとこのような形で、平成28年当時既に14件が拡幅されていました。そこから1件ご協力いただいて、さらに申請中が既に5件ございます。青の交渉中が9件で、ご協力いただけていないところが6件です。

続きまして、現地の写真を御覧いただきたいと思います。南側から路線をずっと北に上っていった写真です。こちらも同様に左側が指定当時の写真、右側が現在の写真です。

ところどころ、セットバックされているところが見えます。3番なども、今工事をしているところが今後拡幅され、4番の右側も今後拡幅整備のご協力を頂ける箇所です。

上の段の⑤、一番奥のほうで大変申し訳ありませんが、後退用地内にプランターがあって、先ほど課長がお話をしたとおり、地権者が体調を崩される等なかなか進捗しませんでした。今年度に入って協議を申請していただき、今は中心線の位置出しと、この後立ち会って拡幅整備にご協力いただきながら、秋頃をめどに是正したいと考えております。

続きまして重点整備路線②ですが、こちらも同様で、左側が28年11月当時、右側が現在です。

2号路線につきましては、もともと2か所拡幅整備済みがございまして、その状況はほぼ変わっていません。2号路線は、そもそもセットバックするに当たって建物自体が当たってしまうケースが非常に多く、原則として建て替えを行わないとセットバックは難しいという状態で、進捗が望めない状況です。

今後も交渉を続けて、建て替えなどに伴って拡幅のご協力を頂けるよう取り組みたいと考えています。

こちらも写真を、西側阿佐ヶ谷駅から進んで1番の写真、左が指定当時、右が現在で、2号路線は正直大きな変化がないのが現状です。

続いて3号路線も同様で、左側が指定当時、右側が現在です。3号路線は4路線の中でも拡幅にご協力いただいている件数も多く、現在指定してから8件

拡幅が進んでおります。

それをまとめたのがこの表です。指定当時 26 か所拡幅整備済みだったのが、現在 34 か所。申請中が 4 か所あって、交渉中が 17 か所となっています。

こちら、南からずっと北に上っていく写真を御覧いただきたいと思います。1 から順に、南からずっと路線を歩いて、左が指定当時、右が現在です。南側はまだ大きな変化がない状態ですが、路線の中ほどから少しずつご協力いただける箇所が増えていきます。

⑬ですが、こちらの右側も現地は花壇になってしまっている状態で、こちらでも地権者とお話をしておりまして、協議に応じてもらえる状況にまでは持っていけています。今後も継続的に指導を行い、支障物件設置を指導して、是正を目指しています。

最後に 4 号路線の状況です。こちらは上が指定当初、下が現在です。

拡幅整備済みが 21 件だったのが、3 件ご協力いただき 24 件。申請中が 1 件、交渉しているものが 18 件となっています。こちらも同様に、西から順に写真を御覧いただければと思います。

以上が、指定当時から現在の状況の変化でございます。

今年度の流れですが、1 号、3 号、4 号路線の測量を現在実施しています。測量が終わりました後に路線としての中心線を出し、先ほど言いました「交渉中」という青いマークがついていたところに後退位置、中心線をお示ししながらご協力いただけないかということで、戸別訪問しようと考えております。

重点整備路線については、このような流れになっています。

続きまして、戸別訪問の取組をご説明いたします。

戸別訪問を行うに当たって杉並区では平成 30 年に、松ノ木一～三丁目、堀ノ内二～三丁目、成田東一～二丁目、梅里一丁目を新たな整備地区として指定しています。指定した平成 30 年度の時点で、全戸に対して「指定を行いました」というチラシを配布しています。

令和元年度には、松ノ木地区の戸別訪問調査委託ということで、基礎調査及び意向調査の委託をさせていただいております。

昨年度令和 2 年度は、松ノ木地区基礎調査等を踏まえて、職員による直接戸別訪問、折衝を行っております。同時に堀ノ内地区について現況の基礎調査を行っております。

今年度令和 3 年度は、昨年度の堀ノ内地区の状況を踏まえ、職員による戸別

訪問を行い、来年度訪問を行う成田東、梅里地区の現況調査を行う予定です。

新たな整備地区がどこかと申しますと、杉並区の真ん中より少し東側ぐらいに緑色で示した位置です。黄色いところは、従前より東京都の防災都市づくり推進計画の整備地域になっている箇所です。部分的ではありますが不燃化特区など防災まちづくり事業を行っているエリアです。

先ほどの緑色の地区を拡大したものが、こちらの図です。松ノ木地区は、地区の真ん中あたりに縦に並んでいるエリアです。こちらは令和元年度に戸別訪問の調査委託を行い、昨年度職員による訪問を行っています。

昨年度同様に堀ノ内二～三丁目地区、黄色い枠で囲まれているところの現況調査をさせていただき、今年度職員による訪問を行おうと思っています。

最後に、青い成田東一～二丁目、梅里一丁目地区は今年度現況調査を行っているところで、その調査結果を踏まえて、来年度以降職員による訪問を行いたいと考えています。

昨年度の松ノ木地区の取組状況についてご説明いたします。

令和元年度に調査を行いました。対象としては900件ございます。その中で道路拡幅が可能と思われるものは約300件ありました。そこについて委託業者に意向の確認をしていただいております。その意向を把握した上で、昨年度令和2年度に職員による戸別訪問をいたしました。

300件のうち161件から応じてもいいとのご回答を頂きましたが、昨年度中に全部周りきれず、約100件訪問しました。そのうち18件に整備の協議をしていただいて、既に8件の整備が完了しています。

こちらが訪問委託による地域の状況ですが、松ノ木三丁目地区、少し小さくて申し訳ございませんが、赤い箇所が既に協議を行っている、または整備をさせていただいた、訪問によって協議をしていただいた箇所です。

水色の部分が、訪問して協議に応じてもらえるか検討しているところです。

黒い箇所が、訪問しましたが建物が直接当たってしまうなどの状況で、今すぐの拡幅は見込めない箇所になっています。

紫色のものは、訪問したときは既に拡幅整備が終わっていた箇所です。これが松ノ木三丁目の状況です。

次は、松ノ木二丁目の状況です。こちらの写真は実際に拡幅整備にご協力いただいた箇所でございます。こちらの写真が、松ノ木三丁目地区の中でご協力いただいた箇所になっています。同様に、こちらは松ノ木二丁目でご協力いた

だけの箇所でございます。

続いて堀ノ内地区ですが、こちらは昨年度、1,400件に関して現況調査を行いました。その中で、建て替えを行わなくてもセットバックができそうだという敷地が約400件あります。

今年度、職員による戸別訪問を行う予定ですが、職員だけで全件を一度に回るのは難しく、今年度はまず100件を抽出して訪問したいと考えています。

訪問する上での優先順位ですが、まず道路の種別としては区道で通り抜けているところをピックアップし、路線として訪問し、拡幅にご協力いただけないかお伺いしようと考えています。

昨年度の調査によって判明したもので、赤いところが既に拡幅整備をするのに空間自体空いている場所になります。青いところは、建物は当たっていませんが、塀や門などが置かれていて、それを撤去しないと拡幅できないところです。

地図上に緑色やピンク色の道路がありますが、緑色が都道で、ピンク色が区道です。まずは区道沿道にある敷地から訪問し、拡幅のご協力を頂きたいと考えています。

こちらが堀ノ内三丁目です。こちらが堀ノ内二丁目の状況です。

最後は成田東と梅里地区で、今年度基礎調査を行い、戸別訪問の候補地を抽出しようと考えています。その中から優先順位をつけて職員で訪問を、令和4年度以降に行おうと考えています。

調査委託は既に行っていて、11月末までには調査が終わる予定です。それをもって、来年度どこに行くかを検討しようと考えております。

最後に、支障物件の取組についてご説明します。重点整備路線1号と3号には、まだ支障物件があります。まずはそちらを、重点整備路線の戸別訪問と併せて一緒に指導を行うことが初めにすることと考えています。

その上で、昨年度戸別訪問した松ノ木地区につきまして、実際に支障物件が設置されている箇所を把握できました。先ほど申しましたとおり、重点整備路線を先にやった後、実際に把握できた支障物件は松ノ木地区だけでも区道と私道を合わせて約56件あります。そちらについて、戸別訪問と併せて指導をしたいと思います。

しかしながら、先ほど戸別訪問でも申しあげましたとおり、一度に56件全てを区役所の職員だけで行くのは難しいので、今後優先順位をつけながら指導

を進めたいと考えております。

支障物件の取組方針としては、昨年度委員の皆様からいろいろなご意見を頂き、区でも取扱要領を定めました。原則的には、こちらに基づいて指導を行う形になりますが、個々の事情もありますので、もちろん全てこのとおりとは行かないと思います。

基本的には数回口頭で指導して、その後文書による指導をする。その後中心線の位置出しを行い、最終的には勧告まで出すという流れで進めることを考えています。

先ほどの松ノ木地区の町丁目ごとの設置件数の状況ですが、松ノ木一丁目には3件の支障物件がありました。松ノ木二丁目は全部で25件、区道に16件、私道に9件です。

凡例の見方ですが、赤い点は支障物件のみであって建物や塀がない、支障物件だけが置いてあるところです。紫の箇所が、支障物件とともに塀等がセットバックラインに当たってしまう箇所を示しています。緑色の四角が区立施設、公園や学校などです。

先ほども申しました道路の種別ですが、緑色の線が都道、ピンク色の線が区道、見えにくいですが白いものが私道です。

松ノ木三丁目も同様で、区道17件、私道11件、計28件の設置が確認できました。

支障物件を取り締まる中で、今後優先順位をつけていこうと考えていますが、松ノ木三丁目の当該箇所などを基本として考えたいと思います。と申しますのも、北側に都道である五日市街道があります。そちらに抜けて行く2項道路に支障物件が数件まとまって置かれていますので、こういった箇所を路線として指導し、ご協力いただきながら支障物件の是正をすることで、通り抜けがしやすくなる取組を行いたいと考えています。

少ない写真ですが、現地はこのような状況になっています。一番左下、もともと商店のところに自動販売機が置かれてしまっている。その北側、車止めのポールです。車止めのポールが出っ張っていることが多いです。その右側も同様、今は駐車場になってしまっていますが車止めのポールがある。その下はごみ箱、花壇がある状況で、路線にこのような支障物件があることが把握できました。そちらも、今後重点整備路線と併せて指導したいと考えております。

少々長くなりましたが、以上で私の説明を終わります。ありがとうございます

した。

会長 お配りいただいているもので、区立施設というものがありますが。

狭あい道路整備推進係長 区立施設は現状 38 施設が未後退という状況ですが、小学校や公園などのいわゆる延長の長いものは、おおむね整備が終わっています。

今、残っているのは保育園や児童館、自転車駐輪場といった比較的延長の短い施設ですので、こちらも順次整備していけるように取り組んでいきたいと考えています。

会長 事務局からのご説明は以上ですか。

昨年度の取組より今年度について、順番はどちらでも結構なので、ご意見あるいは確認したい事項がありましたら、ぜひ頂きたいと思います。いかがですか。

戸別訪問をされて、今年度以降も松ノ木などの地区で継続されるご予定の中で、松ノ木辺りでは 18 件について協議していて、うち 8 件整備が終わっている地区があるということですが、これは今日ご説明いただいた、昨年度の実績の中でいうとどこに入るのか。戸別訪問をするとこれからずっと、いろいろなチャレンジや成功事例が出てくると思います。それがこの統計の中だとどこに扱われているのか。

狭あい道路整備推進係長 昨年度の実施状況の中では戸別訪問のくくりがまだありませんので、拡幅整備、1 ページの 2) 「折衝による拡幅」に含まれます。

会長 1 ページ (1) の「取組」の 2) 「折衝による拡幅」で、例えば令和 2 年度に整備件数 45 件とありますが、この 45 件のうち 8 件が、松ノ木地区で実現できた事例が入っているということですね。

狭あい道路整備推進係長 はい。

会長 分かりました。

これは例えば 4 ページの「支障物件の取組」や、5 ページの「助成制度」とは違うのですか。

狭あい道路整備推進係長 今回ご協力いただいたところは支障物件があるところではないので、支障物件はちょっと置いておきますが、助成の中で言うと、こちらの表に緑色のバーがあります。それが、いわゆる松ノ木地区も含んだ助成制度の支出の割合となっています。

会長 お金の面では、この中に入る。

狭あい道路整備推進係長 この中に含まれています。

会長 分かりました。

いかがでしょうか。

副会長 この拡幅のお仕事というのは、原則区民の方と直接お会いしなければ話が進まないの戸別訪問が主になりますが、こういうコロナの中で、これからますます厳しくなると思います。今後の見通しはどうですか。

狭あい道路整備課長 今回松ノ木地区などについては戸別訪問で実態調査をしましたので、それに基づいて戸別訪問を進めていきます。

これまでは、拡幅できそうな箇所については連絡を差し上げて、直に会って話をさせていただきましたが、今回こういう状況ですので、まずは沿線にチラシ等をまいてお知らせして、問合せがあれば電話等で連絡し、工夫してやっていきたいと思っています。今までどおりにいかないのはおっしゃるとおりですが、なるべく工夫して、交渉できるように進めていきたいと思っています。

副会長 建て替え件数もだんだん減ってくるかもしれませんが、建て替えを伴わない拡幅は区民のご協力を得なければできないことなので、大変な仕事だと思います。

前、〇〇会長から区民のご協力も限界があるでしょうから、新しい重点整備路線を考えると、新規の事業を始めるというプランもあったように伺っていますが、その点はどうか。

狭あい道路整備課長 今ご紹介した地区を、基礎調査から始めて戸別訪問につなげていくやり方はまさしく新しいやり方で、コロナ禍で進まないのもご指摘のとおりですが、事前に町会長や地域の方々にはそういった趣旨で、区が拡幅できそうなところは整備していくというアナウンスをこれまでもってきています。測量も現地に入る際にはお知らせをされていて、町会長等にも連絡を差し上げながら進めています。

調査結果により、拡幅できそうなところは再度地域にチラシをまいて、問合せがあれば拡幅の協議をしていきたいと考えています。

あと重点整備路線につきましても、先ほど説明がありましたように、今年度は測量を行って、中心線を出している最中です。中心線が出れば、その中心線をもって意向確認をしながら進めたいと思います。

交渉中のものは継続して進めますし、ある程度先が見えてきましたら、新たな重点整備路線も検討する余地があると思います。まずは重点整備路線を順序立ててやってから、次のステップで考えていきたいと思っています。

候補として、現在、松ノ木地区や成田地区等の基礎調査を行っている最中な

ので、そこら辺も含めて考えていきたいと思っています。

〇〇委員

感覚的なことですが、私は区のお手伝いで木造の耐震補強をしています、コロナの1年を通じて、思ったほど減らないのです。補強したいという人はそこそこ出てくるので、コロナの状況はこういうものに若干効いているのでしょうけれども、びっくりする減り方ではない気がしています。着々とやらなければならないことはやろうと思う機会が出てくるのかな。

それから、建て替えが減ってきているというお話ですが、見ていると、相続等に伴って土地が売られるケースはこういう時期でも変わらず起きているので、そういうところは遅いけれどもディベロッパーの手に渡って新しいものが建てられるケースがあちこちで見られるようになっています。

今の業者は大体コンプライアンスがしっかりしているので、そういうところは協議が整って、拡張されているケースが出てくるのではと、歩きながら見ている、そんな状況だと。土地的な感覚から言うとそんな感じがしています。

それより気になるのはウッドショックです。木材が高騰しているだけではなく品薄になって、工事そのものが、品物がないのと高くなるということで進みにくくなっている。これが長引くと、ボディブローみたいに効いてくるかもしれないと危惧しています。

町を歩いている肌感覚では、そんな気がします。

会長

材木は、高いときは4割ぐらい上がって、今はちょっと下がっていますが、施工される大工さんは大変だと思います。材料が高くなって。

狭あい道路整備課長 例年、建て替えによる事前協議は毎年 800 件ぐらい来ていますが、昨年度はコロナの影響でちょっと落ち込んで、700 件ぐらいの建て替えによる協議が来ていました。本年度になってから3か月、7月も含めて、単純に足していくと1年間で800件近く行きそうな感じで、事前協議が来ています。

ただウッドショックなど状況の変化によって、今後どうなるかは何とも言えませんが、我々も拡張整備延長の目標値を持っていますので区の働きかけも、コロナ禍であります工夫しながら、拡張整備に取り組んでいかなければいけないと思っています。

〇〇委員

コロナが心配だから来ないでくれという反応はありますか。

狭あい道路整備推進係長

訪問するというと、構える区民の方々は多数いらっしゃいます。先ほど課長が申しましたとおり、今年度は事前にこのぐらいの時期に行きたいというご一報をして、その上で、直接あるいは電話でお話をするか、ご郵送で対応する、

訪問をするだけとは違う手段で周知やお願いをできるように考えています。

会長

条例が変わって、建て替えるときの後退整備、既存の支障物件について厳しい勧告を含めていろいろやろうと。その立てつけの1つが、重点路線を決めて、その重点路線については、かなり一生懸命やっ払いこうというのはあります。

もう1個、言葉はそうなっていませんが、松ノ木や堀ノ内など重点エリアを決めて、区内でも重点的なエリアにある狭あい道路沿いで支障のある物件をピックアップして、それを交渉して整備しようという動きを今、しかも成果はかなり上がりつつありますね。

どういうふうを考えていけばいいですか。重点路線を協議会としてもっといっぱい議論して、ここをやろうというやり方がいいのか、それとも重点エリアを決めて、そこを潰していこうとしているわけですね。だとしたら、そこを大事にしてもいい気がします。

どうですか、実際にされていて、実務上うまく進めるならこういうやり方がいいというのがあれば。

狭あい道路整備推進係長 ○○会長がおっしゃられるとおりで、重点整備路線になるとそこに明確に道が見えますので、区民の方からは逆に分かりやすい、ここは重点整備路線だからこそ支障物件を置いてはいけない、拡幅にも協力をしてねと認識しやすいのかと。

反面、面的な話になると、先ほど松ノ木地区で支障物件が56件あるという話をしましたが、56件見つけたのはいいが、どこから行くかというのが、我々としても悩んでしまう部分は正直ございます。

先ほどの説明では、その中でも優先順位をつけたい。例えば大きい通りに抜ける一本道にあれば邪魔になってしまうので、そういうところから攻めていきたい。ただ、そうなるとこの広いエリアの中で、なぜうちからなのだというご意見を頂く可能性はあります。

なので、○○副会長がおっしゃるとおり、今後重点整備路線をどう考えていくかも併せてご意見を頂けると、ありがたいと思います。

会長

今のご意見を踏まえると、重点的な戸別訪問エリアがあって、その中で結構たくさんの支障物件があって、割と重要な路線みたいなものを重点路線と、例えばこの協議会で議論をして、仮にそうなれば、行政としても入りやすいということにつながっていくのですか。単純に今のお話を結ぶと。そういう考えですか。

狭あい道路整備推進係長 この路線をとなくなると、我々も説明しやすくなりますし、こういう理由でここから先にやっていく必要があるという意味では、条例に基づく重点整備路線とまで格付けをするかどうかは1つの考え方だと思いますが、このエリアの中でも、ここはやはり重点的な路線だという位置づけは必要かなと考えています。

会長 今の関係でご意見があれば。

〇〇委員 最初に重点整備路線を4路線選んだとき、立論としてはいわゆる密集市街地の整備地域の中から目立つところもあるし、路線的にきちんとした通りとして確保していきたい路線を選んで指定するという筋書きを書いたと思います。

同じような筋書きを、新しい松ノ木や堀ノ内、この辺りについてももう一遍そういう目で、重点路線に準ずる次の重点路線の候補みたいなものを論理的に整理して、そこからやっていこうという順序づけを、中で話を組み立てればいいのか。

なぜうちなのかと言われたときに、実はこういう筋書きで、制度としては決めていないけれども、考え方としてはこうやって進めていると説明できるように、こちら側としての覚悟だけは整理しておくのが、きっと方策としてはいいのではないかという気がします。

〇〇委員 私も〇〇先生がおっしゃったとおりだと思っていて、何か格付けがあったほうが進めやすいのであれば、それははしていただいて全く構わないと思います。その説明ができる、ちゃんと理由づけられればいいと思うので、その理由づけというのは話し合っ、確かにそれだったらその路線を重点的に進めるべきだと。

例えば重要な道路に出るのに不可欠であるとか、支障物件の数が多いとか、支障しているもの自体の支障の度合いが高いとか、そういうものに区としてここはということはあると思うので、そういうご提案を頂いた中で、私たちが確かにそれは合理的とか、平等の観点からいってそうだとすることがあれば、それを積極的に重点路線に指定する、準ずるものとするということで、ぜひ行政の皆さんがやっていただくのに後追いというか支援できるのであれば、そういうことは積極的にしたいと思います。

〇〇委員 重点整備路線の候補路線みたいな。

〇〇委員 そうですね、次が終わったらとか準とか、そういう感じでもいいですね。

〇〇委員 4路線から今度8にしよう、そのときにどこを選ぶかというのを、そういう

選択リストみたいなものを整理していくと、きっと気持ちよくやれると思います。

〇〇委員 重点整備路線にしているものが増えたら、その分子算がいっぱいかかることにはなりませんね。

狭あい道路整備課長 今の重点整備路線の進捗率は先ほど報告したとおりで、ある程度の段階に行けば、次の重点整備路線を選定する必要があると思います。

現在の重点整備路線を選定する際も6つの要件があって、その条件を勘案して、委員の皆様から答申を頂いて路線を決めています。エリアでの実態がどうなっているか、まだ詳細について分からなかったのですが、今回の新たな整備地区は3年間かけて基礎調査をして進めていますので、そういった意味では整理しやすいと思います。

次回以降の協議会で、ある程度そこら辺も見据えて検討する必要があると思いますので、次回以降の課題とさせていただきます。

会長 重点整備路線の場合、今日もご報告がありましたが、今は測量をされて中心線から後退位置を割り出して、その支障が明らかだから撤去しなさいとやることだとか、最終的には代執行までやるとなっていますね。

それを担保するために中心位置で後退位置という、交渉の材料も行政が持って乗り込んで行くというのがありますが、戸別訪問をしている地区では現在はそういうことはないですね。中心線を割り出してどうこうではなく、協力していただいたところに下がっていただくという。

例えばその中で重点路線を一本決めるということが始まることになるのですか。交渉の仕方。

狭あい道路整備推進係長 やり方をどうするかというのは、もちろん考えている最中です。〇〇会長がおっしゃるとおり、重点整備路線であれば中心線をあらかじめ出して、セットバックの位置はここですよということをお示しすることで、だから支障物件ですよという形でお話はしやすいですが、松ノ木で把握したものは本当にまだ把握したてという状況で、どこから行くことも決めていない中で、正直中心線を出すところまでは行けていないので、一軒一軒戸別にお話をして、是正をお願いします。

最終的には、中心線出しは規則で定めて事前に出すことができるようにしましたので、これ以上やってもらわないと区としても中心線を出して、勧告せざるを得なくってしまいますよという話をする。それは路線としてではなく、あ

くまでこちらの地区だと1件ずつとせざるを得ないかなと考えています。

会長 現状はそうですね。

狭あい道路整備推進係長 なので、先ほど委員の皆様から頂いたように、この路線として少し考えてみようという話であれば、中心線を出すことも考えられるのではないかと思います。

会長 せっかく消防さんが来ていただいているので、〇〇さん、支障物件の議論は狭あい道路を拓けても、そこにいろいろな物が置かれて災害時の避難や消防活動に支障があるから、こういう重点路線だとかの議論をしています。

今の話題は、松ノ木や堀ノ内などの調査に取り組まれているとのことですが、消防さんの目から見て、杉並区の中で松ノ木などのエリアは防災上どういう着目点で見ていただいているのか。特徴をどのように捉えていらっしゃるか、それを含めてご意見を頂ければと思います。

〇〇委員 ふだん私のところで災害部隊を扱っており、日々消防車両や救急車両が出場しています。まさに松ノ木は、そこで火災があると狭い、大変だというイメージがすぐに湧くところです。エリアや路線という話の中で、もし消防目線で、まさにそういうところがあるとすれば、幾つか管内にもそういう重要なところがあります。

東京消防庁の管内でも、杉並消防署の管轄エリアは非常に狭くて、我々が持っているポンプ車はほとんどミニポンプです。それでも入って行けないところもあって、救急車などもそうです。こういう形で、少しずつでしょうけれども狭あいがなくなっていくと、我々の活動は区民の安全にもつながります。

あとは、震災のときにも非常に大事になると思います。

会長 区内でもあの辺は密集市街地というか、消防活動するにも苦勞が多いエリアという感じはお持ちですか。

〇〇委員 南北の行き来ができる道が限られているので、そこがいつも非常に苦勞しています。このエリアへはこの道を通るといのが決まってくる。はしご車はほとんど入って行けません。

会長 環七は通るけれども、それ以外は全然道がないということですよ。

〇〇委員 杉並区は、小型の消防車が多いのですか。

〇〇委員 我々が所有しているのは、2台だけ普通のポンプ車がありますが、あとは出張所も含めて全て小型ポンプ車です。

南北に行く道がないので、結構狭い道を緊急走行である程度スピードを出し

ていくので、おっかないですね。

会長 小型のポンプ車にホースは何本くらい積めますか。

〇〇委員 小型は種類もありますが、基本的にホースは5～10本くらいしか積めません。

会長 普通の消防車は10本くらい。

〇〇委員 12～20本は積めます。

〇〇委員 5本というと、どのくらい行けますか。

〇〇委員 大体1本で20メートルになりますので、消火栓の距離が足りるくらいには。あと、必ず数台で連携しますので、足りないときには連携しながらやれます。タンクで水を積んでいます。水を積んでいる車と積んでいない車があって、積んでいる車は、なるべく火災現場の近くに行きたい。あとは、消火栓について連携しながらという活動をしているので、先に行くポンプは小さいポンプにしてもらって、なるべく現場までというところで。

ただ、狭あいだとポンプ車は通れても活動スペースがないので、はしごが降ろせなかったとか、消火するスペースがないという問題も生じてきます。

会長 やはり4メートルの道路状の空間がきちんとあるほうが、活動上は全然違うということですね。

〇〇委員 何年か前に中国の古い町に観光に行きましたが、その歴史的な町並みは道路が狭いので、そこの町の中には車長が3メートルぐらいの、バギー型の消防車がありました。道の広さに合わせて消防設備も変わらざるを得ないものなのでですね。

副会長 永福町から松ノ木行きバスは昔から走っていますが、2台すれ違えるのがやっとなような道を、よくバスが走っているなと思います。

〇〇委員 そういう意味では、すぎ丸なんてえらいものですね。

副会長 すぎ丸も大変ですが、松ノ木行きバスは、まともなバスが走っているから。

〇〇委員 バスが高円寺から永福町まで通るようになったので、随分あの辺は便がよくなったと思います。

会長 密集した市街地で消防活動の困難な問題があり、支障物件を取っていくのは非常に大事だという、この条例の趣旨にも合う話だろうと思います。

次回、あるいはその次でもいいですが、松ノ木や今手がけられている重点的なエリアの中で、例えば重点路線を考えるとしたら、こういう考え方があるかもしれないとか、例えばこういう道があるとか候補を幾つか出して、我々で議

論する時間を作ってもいいと思います。お考えいただければと思います。

狭あい道路整備推進係長 今後、位置づけとして重点整備路線を条例に基づいて指定するかどうかというのがありますが、平成28年11月にも重点整備路線、今の4路線を指定していただいたときに、6つの項目で抽出しています。

その中で、例えば東京都の計画でこういうエリアに入っているものとかいろいろなものがある、ただ東京都の計画も時点で変わってしまったりしますので、選定基準をもう一度お示しした上でご議論いただいて、次回の時点で堀ノ内の状況がどこまで分かっているかもございますが、昨年度はまだ松ノ木しか戸別訪問できていません。今後、堀ノ内には堀ノ内の問題、成田東には成田東の問題がもう少し出てくると思います。

その間に選定基準をご精査いただいて、新しい地域でこういう路線があることをお示しした上でご検討いただいた方がよりよいと思います。

会長 皆様の反論はないので、そういう方向で、次回以降資料を整えていただければと思います。よろしく願いいたします。

関連してでもいいですが、ほかにご意見やご感想があれば。

〇〇委員 狭あい道路はいわゆる建築基準法でいう4メートル道路への接道という一番基本的なベースがあります。この周知というか、4メートル以上ないと道路として駄目だというのを、基準法の順守を普及することを含めてもう少し、浅く広くではないですが常時伝える仕組み、狭あい道路だけではできないことと思えますが、そういうのをすることが建築行政としてもすごく大事な気がするので、建築所管と併せてそういう情報発信というか、筋道の周知を進める手立てがもうちょっとあるといい気がします。

会長 この制度の根本にある基準法の定義や制度の周知を、もうちょっと杉並区が工夫して頑張ったらというご意見で、前回もありましたが広報で頑張るとか、そういうご意見もありましたが、新しいSNSを使うやり方で、若い人がすぐに見られる仕組みというか、いろいろ工夫できる気がします。

関連して、広報の仕事でご意見はありますか。

〇〇さん、どうですか。

副会長 広報ですか。難しいですね。思いつかない。

〇〇委員 私は仕事柄、基準法に適合するかしないか触れる案件に、いろいろなところで出くわします。そもそも基準法を守らなければいけないということ自体が社会のベースに行き届いていないのがどうしても気にかかる。

それを常に、そういう下地を整える作業は、建築行政としてやっていければいいなと日頃から思っているものですから。

会長 家を造るのは一生に一度か二度ぐらいしかないので、そのとき初めて、自分の前の道路はこういうことなのかというのに気づく。大体そうですね。日頃からはなかなかそういうことは。

〇〇委員 コンプライアンスが企業に行き渡ってきたのは大変いい方向なので、それを突っかえ棒というか支えにして、普及啓発を図る手立てが進められるといいかなと思います。

副会長 建築基準法の4メートルの道路は、杉並区内では満たせないところがたくさんあるから、なかなかそれを……。

〇〇委員 私が悪いわけではないという感じがね。

副会長 コンプライアンスといっても難しいと思います。今、相続で問題になっている上高井戸では、50～60坪もある広い土地なのに周りに国有地があって、道路に接していないということが分かったのです。あの辺は、昔農地がほとんどだったみたいで、そうすると建築基準法を守れと言っても無理なところがあって、どうしたらいいのかと本当に思う。

それから最近のニュースを聞くと火災だけではなく、水害のためにも道路の拡幅は必要ではないかと思いますが、なかなか思うように進まないだろう。

ただ、杉並は意外と最近水害はなくなりましたね。あれは今までの努力の成果というか、公園の下にため池を造ったのでよくなったのだろうと思います。神田川も昔はよく氾濫していましたが、今はそんなこともなくなりましたね。

〇〇委員 この50年でいえば、随分よくなりました。

副会長 随分よくなりましたね。

土木担当部長 河川整備で下流の和田とか、あちらの被害は変わりましたが、逆に整備の進んでいない上流で被害がまだ出るような。荻窪界限、西荻窪など上流に被害が移っています。順次河川整備が進みますので、だんだん解消されるとは思いますが、降り方も以前とは全然違いますので、厳しい状況です。

〇〇委員 基準が違ってきていますね。私は学生の頃、下水管のサイズをどうやって決めるかを勉強したときの基準にしていた降雨量は、今とは外れています。今からすると、50年前ぐらいだと基準値が多分5割以上低かったと思います。

会長 東京都が進めている最大雨量の時間雨量で50ミリ対応は昔やっていて、今は75ミリ対応で河川整備をされていますが、最近のニュースで時間100ミリ

降っている事例は、九州などで結構たくさんあります。東京都の計画をはるかに超える雨量が実際に降っています。

土木担当部長 20年に一度と言われていたのが毎日のように50ミリ以上降って、100ミリも100～200年に一度というのが毎年のようにあります。

副会長 この間も、妙正寺川があふれるのではないかとニュースで出ましたね。

会長 話題が道から川になってしまいましたが、気候変動が大きい影響をいろいろと社会に与えていますので。

どうですか、ほかに。今の広報活動をもう少し、ベーシックなお話を中心でしたが、ご意見があれば。

土木担当部長 紙だけではなく、動画も含めて、より分かりやすく伝えられるように研究してまいりたいと思います。

〇〇委員 対象になる年代が、土地を持って建て替えなどができる年代は、若い人たちは少ないです。そこまで大きな土地を、高いのは変えないから小さな家がたくさん建つみたいなのがなくて、そのときはきれいに整備されるので、ある意味きれいに下がってくれるのはあると思います。

そうではなく、もともとあって下がっていない人たちが多分大半で、そういう年代は多分若い人ではない。若い人たちは買えないからそういうものを持っていない。

そうなってくると、若ければSNSなどでやると早くて、いっぱいめぐるので、今の若い人たちは法律をちゃんと守らなければいけないというのがある程度染みついている人たち、逆に権利主張も強いですがある程度あるので、下がれと言われれば下がる人たちもいるでしょうけれども、そういう人たちが家を持っているわけではないのが難しいところです。

そうなってくると、広報は地道に紙面で読まれる方とか、私も時々入っている区報を見て分かりやすいと思うときがあるので、草の根ではありませんがそうやっていただいて、結局そうすることがあなたたちの命を守ることというのが、みんなどこか対岸の火事のように思っていますが、明日はあなたたちの番ということが分かりにくいというのが難しいところではあります。

〇〇委員 広報にしても広報が配られない家庭というか、新聞を取らない人のところには広報が行きづらい。逆にわざわざ配りに行かないといけない感じがあったりするんで、逆にそちら側のメディアの使いづらさも一方ではある気がします。

〇〇委員 若い人は多分新聞を取っていないですね。新聞を取っていない人は圧倒的に

多い。

〇〇委員　　うちの娘は新聞を取っていません。ほとんどスマホでニュースをゲットできて。

〇〇委員　　私も新聞はデジタル版で読んでいますから、紙では取っていません。

〇〇委員　　テレビを見ない人がいるでしょう。

〇〇委員　　若い人たちはテレビを見ていません。テレビを見ずに、ネットニュースしか見ない。

〇〇委員　　広報のチャンネルというのが難しくなった。

副会長　　広く浅い広報よりも、重点を絞って戸別訪問がやっぱり一番いいのではないか。フェース・トゥー・フェースでやるのが一番身近に感じられるし、なるほどと思われます。

〇〇委員　　ただ、それにはベースになる、こういうものだよという根拠が全員に行き渡るチャンネルがあった上で、そういうのが行く必要がある。逆に言うと、それがないと攻められない。根拠は何なのと言われたときに、それは聞いていなかったと言われると。だから、実は今広報がすごく難しい状況になっている気がするのです。

会長　　ということでいろいろな意見があって、ペーパーも大事で、ウェブ的なITを使ったやり方もあるだろうし、〇〇さんが最後におっしゃったフェース・トゥー・フェース、多様なものを組み合わせるしかないと思います。いろいろ工夫をご検討いただければと思います。

狭あい道路整備課長　　広報紙は、従来は新聞の折り込みと一緒に入っていたのが通常でしたが、今は駅の広報スタンドやコンビニにも配置し、広報紙の配布を行っています。

あとはホームページも開設していますし、各種イベントでも狭あい道路のブースを出展して、そこでも地道にリーフレットを配ってお伝えしています。

あと、区長が開催する区民と懇談する会の「すぎなミーティング」というイベントでも狭あい道路をテーマにすると、参加者の年齢層は若い人から高齢の方まで幅広いですが、建て替えをされていない方だと〇〇委員が言われたような感覚はなくて、それで今回の話を聞いて拡幅整備の大切さが分かったとのこと意見を頂いています。

今の時代に合った広報の仕方を今後も研究したいと思っていますので、よろしくをお願いします。

会長　　どうでしょうか。基本的には報告ですが、今日の報告事項についてのご意見

はよろしいですか。もしこれだけは聞きたいというのがあれば、よろしいですか。

では、議事としてはこれで終わりたいのですが、次第には「その他」とあります。これは次回の開催予定ですか。ご報告をお願いします。

狭あい道路整備課長 次回の協議会は、令和3年12月頃を予定しています。開催日につきましては、〇〇会長と相談の上改めて決定したいと考えています。会議の開催につきましても、コロナの状況を踏まえて、やり方についても考えたいと思いますので、よろしくお願いします。

会長 12月ということなので、ワクチンの普及がどの程度なのか、コロナの状況がどうなっているか分かりませんが、大分行き渡っている頃だと思います。

そのときの状況を判断して、実際に全員が集合する会合にするか、あるいはそれでは問題かという委員もいるかもしれません。その場合には両方できる仕組みにするとか、開催の方法は近づいてきたら工夫して、検討したいと思います。一応12月頃ということで、皆様のご意見も聞いた上で日程を決めたいと思います。

それでは、今日の第1回協議会はこれでよろしいですか。何かあれば、

では、これで締めさせていただきます。今日はありがとうございました。

— 了 —